

令和6年度大阪市内部統制評価報告書について（概要）

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

「大阪市内部統制基本方針」等を定め、市長をトップとした内部統制体制を構築し、内部統制の整備及び運用を実施

2 評価手続

- ・評価対象期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日
- ・評価基準日:令和7年3月31日
- ・評価対象事務:財務に関する事務
- ・評価方法:各所属の自己評価と内部統制評価部局（総務局）の独立的評価を実施

3 評価結果

- ・評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていると判断。

4 その他

- ・評価対象期間外（過年度）に発生した「重大な不備」に相当する事案2件（※）を把握。
（是正措置済）

※「重大な不備」に相当する事案の概要等

	A小学校における物品買入契約等	B中学校における物品買入契約等
所属	教育委員会事務局	教育委員会事務局
事案概要 （不適切な事態の内容）	・システム登録や決裁を経ずに契約事務を進めた。 ・請求書に自ら請求日を記載した。	・本来無効である見積書を根拠に契約を行った。 ・口頭による発注後に、依頼した業者が選ばれるまで抽選を繰り返し行った。
重大な不備に該当する理由	当該不適切な事態の内容が①から③までの全てを満たすため ①同一事案において継続期間が1年超、件数が10件超 ②懲戒処分あり ③当該不適切な事態に対する全庁的な注意喚起あり	
その他	内部統制評価部局が是正措置（再発防止策）が有効に機能していることを確認。	

【参考】地方公共団体の内部統制制度 地方自治法改正により導入（令和2年4月1日施行）

- 都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備
- 方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査を経て、議会に提出

・内部統制に関する方針の策定・公表
・内部統制体制の整備

内部統制の運用

内部統制の評価

報告書に監査委員の意見を付して、議会に提出・公表

評価結果等を踏まえ、適宜見直し